

瀋陽総領事館亡命事件（2002.5.8）と国際法

The Shen-Yang Refugees Case (2002.5.8) and International Law

稻原泰平
Yasuhei Inahara

〈目 次〉

- 【I】事実の概要
- 【II】国際法上の問題点
 - (1) 公館の不可侵
 - (2) 難民の外交的庇護
- 【III】結語

【I】事実の概要

朝鮮民主主義人民共和国では社会主義経済の行き詰まりに加えて1990年代に発生した食糧難（1995～6にかけての夏の豪雨や1997年の穀倉地帯への台風、そして1998年の冷害や高潮による）により住民の生活は困窮し、従来制限されていた国民の国内移動や私経済が事实上黙認され、中国との国境線も事实上開放され、相当数の住民が難民として職を求めて中国に流入しているといわれる。⁽¹⁾こうした社会状況の下で、中朝国境を越えた朝鮮民主主義人民共和国国籍の一家5人⁽²⁾が瀋陽市にたどり着き難民支援の民間NGO⁽³⁾の支援の下、当初のアメリカへの亡命を断念して日本への亡命を図り、2002年5月8日午後3時、中華人民共和国遼寧省瀋陽市の日本総領事館に侵入した。し

かし、同公館を警備する中国の警官によって逮捕・連行され、その後2週間にわたって拘束された後、同月22日午後4時、北京空港を立ってマニラ経由で亡命先の韓国プサンに翌23日未明に到着し、待ち受けていた親族との再会を果たした。これがいわゆる瀋陽亡命者連行事件の顛末である。日本の朝野は、この事件の発端から解決に至るまで中国警官による日本総領事館への侵入を主権侵害であるとして非難したが、⁽⁴⁾日中双方の事実認識に齟齬があり、双方が自己の見解を主張する形で妥協が成立した。以下、この事件の事実経過をやや詳細に見ておく。

① 2002年5月8日午後3時…瀋陽の日本総領事館に朝鮮民主主義人民共和国の民間人5名が駆け込んだが中国の武装警官によって逮捕・連行された。これに対し

(1) “朝鮮族が多く住む東北地方を中心に、中国に潜伏中の脱北者は2万人から3万人といわれる。「10万人以上」とするNGOの推計もある。脱出が急増したのは、国民の精神的支柱だった金日成主席が死去した94年から、モラルが相対的に低下し、国境警備が緩んだため、瀋陽事件のキムさんも脱出の際、警備兵に中国通貨・人民元を渡して見逃してもらった。その後、北朝鮮が数年連続で洪水や旱魃に見舞われ、食糧不足が深刻になったことも脱出し拍車をかけた。配給は滞り、ピョンヤンなど重要都市以外では「自力更生」を迫られた。自分で食べ物を確保する必要から、移動規制も緩められた。飢餓に追いやられるように隣の「豊かな国」へ向かうのは自然の流れだった。国境の向こう側には同族が住み、親戚訪問や貿易往来もある。脱北者は血縁を頼りに朝鮮族コミュニティにかくまわれる。中国人はもともとお上を信頼せず、親族を大切にする。相互扶助の伝統があり、法より情が優先される。警察国家とはいえ、結構隙間のある社会だ。脱北者はこうして「人民の海」に溶け込んでいく”服部健司「検証・瀋陽総領事館事件」世界週報2002.6.18,p.14。“96年以来今日まで、少なくとも延べ50万人以上の人人が北朝鮮から

中国に越境したと思われる。食料やお金を調達してすぐに北朝鮮に戻る「一時越境」型が大半だが、北朝鮮での生活を完全に放棄した「難民」も増え続けてきた。現在、中国国内に隠れ住んでいる北朝鮮難民は、吉林省、黒龍江省、遼寧省合わせて5万～10万人に達する”石丸次郎, ibid.p.17.

(2) キム=グアンチョル（28）とその妻リ=ソンヒ（26）、長女キム=ハンミ（2）及び母親チョン=ギヨンスク（53）と弟キム=ソングク（26）である。2002.5.23 読売新聞朝刊第2面。{“<http://hews.msn.co.jp/articles/snews.asp?w=149781>”}

(3) 朝鮮民主主義人民共和国の5名の住民の日本総領事館への駆け込みを現場で支援したのは韓国のNGO「ギルス家族救命のための国際連帯」であった。2002.5.23 読売新聞朝刊第2面。“こうした亡命希望組に手を差し伸べたのが韓国、日本などのNGOだ。北京と瀋陽の駆け込み劇は、NGOの支援とマスコミ同伴というアイデアが無ければこれほど続発しなかっただろうし、あれほど鮮やかな成功も収められなかっただろう。NGOの支援の公然化で、中国政府も新たな対応を迫られることになった”世界週報ibid.p.15.

- て、アメリカ国務省のバウチャー Richard Baucher 報道官が「北朝鮮市民が本国に送還され、処刑されるようなことがあってはならない」との見解を表明した。
- ② 9日午前…竹内外務次官が武大偉・駐日中国大使を呼び中国警官の日本総領事館への侵入に抗議し5名の日本への引渡しを要求した。しかし、大使はウイーン領事関係条約 Vienna Convention on Consular Relations⁽⁵⁾に違反していないと主張した。
- ③ 9日…孔泉・中華人民共和国外交部報道局長が記者会見で“ウイーン条約に基づき、総領事館に不法侵入した身元不明者を連行した”と、日本側の抗議に反論した。
- ④ 9日夜…NHKニュースで5名の駆け込みの様子を撮影したビデオの内容が公開され、5名全員が総領事館の敷地内に入ったことが判明した。⁽⁶⁾
- ⑤ 10日…前年に韓国に亡命した当該5名の親族がソウルで記者会見し日本側の対応を“自尊心が無い”と批判した。同日夕刻、川口外務大臣が武大使を外務省に呼び、5名の日本への身柄引き渡しと陳謝および再発防止策を執ることを要求した。

- (4) “この事件では中国の武装警官によるわが国の主権侵害行為や、政府・外務省の対応のまことに国民の怒りが高まった。…だが政府の‘その場しのぎ外交’によって摩擦が沈静化すれば、国民の関心はよそに向かい、政府もそれ以上の本質的な対策を講じようとはしない。摩擦のたびに同じような失態を繰り返し、外交のあり方を問う声が高まるが、これも長続きしない。そろそろこうした悪循環から脱却しないと大変なことになりかねない” 山本 熊「対中外交の再構築を急げ」東亜2002.7 (East Asia No.421), p.6.これに対して在日中国人向けに発行されている中国語日刊紙では、“朝鮮人闖領事館的背景究竟隠藏着什麼?”(2002.5.15 知音)とか、「沈陽領事館事件」如何収場、日中関系又起風波”(2002.5.16 東方時報), “從沈陽闖館事件看中南海外交危局”(2002.5.23ibid.)の見出しを掲げて、日中関係の悪化を懸念し問題の公正な解決を求める冷静な論調が目立った。
- (5) いわゆる公館の不可侵 Inviolability of the consular premisesは同条約 (adopted 1963.4.24, entering into force 1967.3.19) § 31に次のように定められている。“1. 領事機関の公館はこの条に定める限度において不可侵とする。Consular premises shall be inviolable to the extent provided in this article. 2. 接受国の当局は、領事機関の長もしくはその指名したものまたは派遣国の外交使節団の長の同意がある場合を除くほか、領事機関の公館でもっぱら領事機関の活動のために使用される部分に立ち入ってはならない。ただし、火災その他迅速な保護措置を必要とする災害の場合には、領事機関の長の同意があったものとみなす。The authorities of the receiving State shall not enter that part of the consular premises which is used exclusively for the purposes of the work of the consular post except with the consent of the head of the consular post or of his designee or of the head

- ⑥ 11日未明…孔泉・中華人民共和国外交部報道局長が“武装警察は日本側副領事の同意を得た後入館した”とする独自の調査結果を発表した。これに対して日本外務省は直ちに同意の付与を否定した。
- ⑦ 11日午前…小野正昭日本外務省領事移住部長らが事実調査のために瀋陽に到着した。
- ⑧ 13日午後…川口外務大臣が“日本側の同意は無かった”との調査結果を公表した。しかし、同日夜、東京の中国大使館の黃星源・参事官が記者会見で日本外務省の調査結果が事実に反する旨を主張した。
- ⑨ 14日午前…小野正明領事移住部長が中華人民共和国外交部で羅田広領事局長と会談し、日本側の調査結果を伝えたが、中国は従来の主張を変えず協議は平行線をたどった。
- ⑩ 14日…中国外交部の孔泉・報道局長が記者会見で、日本側調査結果に不満を表明し、中国側の調査結果を説明した。
- ⑪ 14日…北京の日本大使館の関係者が“事件直前の8日の大使館全体会議で阿南惟茂大使が北朝鮮住民が駆け込んできたときは追い帰すべきだと指示していた”

of diplomatic mission of the sending State. The consent of the head of the consular post may, however, be assumed in case of fire or other disaster requiring prompt protective action. 3. 接受国は、2の規定に従うことを条件として、領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するためおよび領事機関の安寧の妨害または領事機関の威儀の侵害を防止するためすべての適当な措置をとる特別の責務を有する。Subject to the provisions of paragraph 2 of this article, the receiving State is under a special duty to take all appropriate steps to protect the consular premises against any intrusion or damage and to prevent any disturbance of the peace of the consular post or impairment of its dignity.” この領事公館の不可侵の規定はすでに多くに2国間の領事条約で採用され慣習国際法化していたものであり、ILCでの草案審議の段階でも外交公館の不可侵を類推してウイーン条約に取り入れることになった。See Arthur Watts, The International Law Commission 1949 – 1998, vol. I, pp.225 – 342 esp. 266 – 268. なお、条約を通じての慣習国際法の成立の問題を詳細に論じた研究書として次を見よ。Michael Byers, Custom, Power and the Power of Rules – International Relations and Customary International Law, Cambridge, 1999, esp. pp. 166 ~ 180.

- (6) その様子はテレビのニュースで報道されただけでなく、各種メディアによって全世界に報道された。特に「エコノミスト The Economist」(2002.5 / 18 – 24)誌は“難民問題が日中韓の緊張関係を生み出している。Refugees are straining relations between China, North Korea and Japan.”という表現でこの事件の意義を強調している。See, e.g., News Week May 20, 2002, pp. 2 ~ 3; The Economist May 18th – 24th 2002, p. 36.

と発表。

- ⑫ 15日午前…竹内外務事務次官が武大使と会談し、人道的見地から5名に第3国への出国を認めることが望ましいことで意見が一致した。
- ⑬ 16日…中国外交部の孔泉・報道局長が記者会見で1995年にも不審者が瀋陽の総領事館に侵入を図り警備の警官に取り押さえられていたことを明らかにした。同日、中国の錢其琛副首相が日本のマスコミOB訪中団との会見で、この事件で“日本総領事館にやつてもらうことは何もない”と指摘した。
- ⑭ 17日…日本の野党・民主党の調査団が現地調査結果を発表。小泉首相がその内容について“自虐的”と批判した。他方、中国外交部の呉江浩・日本課長は日本の民主党の海江田万里衆議院議員らと会談し、事実関係の解明と北朝鮮住民5名の処遇の同時処理を求める中国の立場を強調した。
- ⑮ 19日午後…杉浦外務副大臣が東チモールで中国の唐家璇外交部長と対面し、中国側の冷静な対応を求めた。これに対し、唐外交部長は“人道的対処”をすべきことを表明した。
- ⑯ 20日午前…福田康夫官房長官が記者会見で5名の早期出国を最優先すると表明した。
- ⑰ 21日…中国外交部の孔泉・報道局長が記者会見で“5名の処遇について日本と協議していないし、彼らの身柄の取扱いは中国の主権の範囲内である”との見

解を表明した。同日深夜、中華人民共和国政府が日本政府に5名をマニラ経由で韓国に出国させると事前通告した。

- ⑱ 22日…4:15p.m. 5名はマニラ行きの中国南方航空377便で北京空港を出発し、6:35p.m. 経由地の福建省アモイに到着した。同機は約1時間半後アモイをたち10:15p.m.マニラに到着した。5名は大韓航空に乗り換えて23日3:43a.m.インチョン国際空港に到着した。⁽⁷⁾

【II】国際法上の問題点

(1) 公館の不可侵

この事件で日本の朝野が主権侵害として中国側を非難した法的根拠は国連総会の補助機関である国際法委員会 International Law Commission : ILC が作成したウイーン領事関係条約 Vienna Convention on Consular Relations (adopted 1963. 4. 24, entering into force 1967. 3. 19) が定める公館の不可侵 the consular premises (§ 31) である。この規定は従来の2国間の領事条約で広く採用されていたのであって、いわゆる提議法 lex lata ではなく、慣習法化のプロセスをたどっていた制度を成文化したものである。⁽⁸⁾ 同条約最終草案のコメントリーが言うごとく“領事公館の不可侵は当該敷地が領事館の所在地として使用されるという事実に基づき派遣国に認められた特権である The inviolability of the consular premises is a prerogative granted to the sending State by reason of the fact

(7) 5名が希望する亡命先はアメリカであった。その趣旨の英文の文書を日本総領事館駆け込みに当たり警備担当の副領事に手交していたが、副領事は意味がわからず突き返していたことも中国側の調査でわかった。したがって、5名の当初の意図はアメリカへの亡命であったが、アメリカの総領事館警備が厳しく現地NGOの勧めにより、日本を中継地とするために総領事館への侵入を図ったのである。しかし、この家族の親族7名がすでに2001年6月、北京の国連難民高等弁務官事務所に駆け込み韓国への亡命を認められていたこともあり、外交上の配慮から、最終的に韓国に亡命することになったという (Cf. 2002.5.23 読売新聞朝刊)。近年増加している「脱北者」による中国駐在の外国公館や国際機関への逃げ込み事件について、中国側は最近では比較的短期間に「人道的見地」を理由に、第3国経由で韓国に亡命させることを事实上認めてきた” 小島朋之「瀋陽亡命事件で動く日中関係」東亜2002.6 (East Asia No.420,p.43)。

(8) その意味で第3次国連海洋法会議（1973～82）で経済水域制度が提議法 lex lata であったのと対照的である。“第3次国連海洋法会議で最終的に非公式統合交渉草案のような非公式文書しか成果が出なくとも、この会議で生まれた経済水域概念はやはり一定の地位を取得することは確かである。経済水域がすでに提議法に属すると判断する点で私はグラフ＝ビツツームと同意見である。アメリカ合衆国が経済水域概念に

対する反対の姿勢を放棄し管轄水域の設定を承認して世界的規模での国家実行の急速な普及に賛意を示したので、この会議でいつどういう形で経済水域概念が定立されるか、私は特別な関心を持ってみている。Es wurde hier ja bereits erwähnt, dass, selbst wenn es auf der Konferenz letztlich bei einem informellen Instrument wie etwa dem ICNT bliebe, das Wirtschaftszonekonzept als ein Kind dieser Konferenz dennoch Bestand haben wird. Ich stimme darin auch Graf Vitzthum zu, dass die Wirtschaftszenen bereits jetzt der lex lata angehören. Interessant scheint mir dabei vor allem zu sein, wann und wie sich dieses Konzept durchsetzen konnte, nämlich erst im Laufe der Konferenz, als die Vereinigten Staaten ihre ablehnende Haltung gegenüber dem Wirtschaftszonekonzept aufgaben und mit der Errichtung einer eigenen Zone das Signal für eine sehr schnell einsetzende weltweite Praxis gaben.” Herausgegeben von Prof. Dr. Jost Delbryck, Voelkerrecht und Kriegsverhütung, 1979, DUNCKER&HUMBLOT / Berlin, p. 198. この1節は提議法 lex lata と慣習国際法の違いを的確に表現している。ウイーン領事関係条約 § 31 が定める公館の不可侵は提議法 lex lata の域を脱した慣習国際法上の規則であるといえよう。

that the premises in question are used as the seat of its consulate.”⁽⁹⁾ ここにいわゆる“特権 prerogative”とは、本来君主国議会に制約されない君主の権力（＝大権）を意味しており、領事公館の不可侵が認められるに至った歴史的経緯を説明しているといえよう。⁽¹⁰⁾ そして公館の不可侵の本質的中核的内容は同条約§31(2)が明記しているように、“接受国の当局は、領事機関の長又はその指名した者又は派遣国外交使節団の長の同意がある場合を除くほか、領事機関の公館でもっぱら領事機関の活動のために使用される部分に立ち入ってはならない The authorities of the receiving State shall not enter that part of the consular premises which is used exclusively for the purpose of the work of the consular post except with the consent of the head of the consular post or of his designee or of the head of the diplomatic mission of the sending State” という点にある。⁽¹¹⁾

問題は、公館の不可侵の原則が認められた結果、領事公館がその敷地を含めて派遣国の領域であるかのような錯覚を引き起こしている点にある。その結果、領事公館敷地への接受国官憲の侵入があたかも派遣国への不法入国つまり領域主権 territorial sovereignty の侵害になるという誤解をも引き起こしているのである。“治外法権”という言葉はまさにそうした誤解を反映し助長している。

そもそも“主権 sovereignty”という概念は、その最初の提唱者ジャン＝ボダン Jean Bodin (1530～96) に拠れば、国王の権力の絶対恒久性・最高権力性・单一不可分性・不可譲渡性を意味する濃厚な政治的概念であった

(Jean Bodin, *Six livres de la republique*, 1576)。その後、諸学者が主権概念を理論的に深化させ、今日では対内主権・対外主権、対人主権・対物主権などの定型語が成立しているほか、領域主権 territorial sovereignty や潜在主権 residual sovereignty⁽¹²⁾ という用語も広く使用されている。外交公館や領事公館の敷地内に接受国官憲が許可なしで立ち入ったとしても、その敷地が派遣国の領域ではなくあくまで接受国の領域である以上、派遣国の領域主権が侵害されるいわれはなく、あくまで派遣国の対人主権又は対人管轄権が侵害されるだけである。⁽¹²⁾ 特に領事公館の対人主権ないし対人管轄権は2国間又は多数国間の領事条約で定められる条約上の権限である。今次の瀋陽日本総領事館亡命事件の当事国である日中ともウイーン領事関係条約の当事国であり、同条約上の公館の不可侵規定(§31)の適用がある。その同条第2項では“接受国は、2の規定に従うことを条件として、領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため及び領事機関の安寧の妨害又は領事機関の威儀の侵害を防止するためすべての適当な措置をとる特別の責務を有する Subject to the provision of paragraph 2 of this article, the receiving State is under a special duty to take all appropriate steps to protect the consular premises against any intrusion or damage and to prevent any disturbance of the peace of the consular post or impairment of its dignity”と定め、今次の中華人民共和国武装警官の職務の国際法上の基礎を提供している。⁽¹³⁾ しかし、本条項が明記するとおり、武装警官が職務を遂行するに当たり総領事館の敷地内に立ち入るには“2の規定に従”つ

(9) Sir Arthur Watts, *The International Law Commission 1949–1998 Vol.1*, Oxford, 1999, p.266.

(10) 国際法委員会ILC委員(1959～60)としてウイーン領事関係条約の草案作成に参加した横田喜三郎(1896～1993)は次のように言っている。“領事公館の不可侵を認めることは、不可欠である。領事条約の多数は、領事公館の不可侵を定めている。不可侵の例外を定めている領事条約でさえも、はじめに不可侵の原則を明言している。このような議論の後に、起草委員会に送付された。後に提出された起草委員会の草案は、外交公館の不可侵に関する規定とほとんど同じで、「領事機関の公館は不可侵とする」とし、不可侵の原則を一般的に規定した。これに対して、「領事機関の公館」の前に、「もっぱら領事任務の遂行のために使用される」という言葉を加える修正案が提出された。この修正案に対しては、「領事機関の公館」の定義として、「領事機関のために使用されている建物又はその一部」と定めているから、必要がないという意見があった。結局には、修正案は、6－8－1で否決された。こうして、不可侵の原則を一般的に明言する草案が採用された。この草案は、外交関係条約における外交公館の不可侵に関する規定と同じである。”横田喜三郎『領事関係の国際法』有斐閣刊 1974,p.202. “This article reproduces,

mutatis mutandis, the text of article 22 of the 1961 Vienna Convention on Diplomatic Relations.” Sir Arthur Watts, ibid., p.267.

(11) 領事館が借地を敷地としている場合であっても、公館の不可侵の原則を侵害することとなる強制執行の措置は当該敷地の所有者に対してとることはできない。また、領事関係の断絶や領事館の恒久的ないし一時的閉鎖の場合であっても、領事公館の不可侵は存続する。Ibid., p.267.

(12) 第2次大戦後、沖縄は対日講和条約Treaty of Peace with Japan (subscribed 1951.9.8, entering into force 1952.4.28) §3によって以後20年に亘りアメリカの統治下に置かれ、沖縄返還協定 Okinawa Reversion Agreement (subscribed 1971.6.17) の発効により1972年5月15日によく施政権が日本に返還された。この20年間、日本は沖縄に対して領域権を持ちながら統治権を行使できない不完全な主権を持っていた。1968年に一足早く返還された小笠原諸島も同様の状況であった。こうした対人管轄権を奪われ対物管轄権つまり領土権のみ残された主権が残存主権 residual sovereignty (又は、潜在主権) と謂われる。小林直樹〔憲法講義〔改訂版〕上〕東大出版会刊, 1972, esp. p.185. 細谷他編『日米関係資料集1945～97』東大出版会刊, pp.763～770, 822～834.

て領事機関の長又はその指示した者または中国駐在日本大使の同意を得なければならなかつたのである。今次の事件では日本側の警備担当副領事の同意があつたかどうかが問題とされているが、今回のような現行犯的事例では、同意は推定されると考えるべきであつて、それを否定する日本側に同意の不存在の立証責任が発生すると考えるべきである。これがもし、アヤデラ＝トーレ事件 *Haya de la Torre case* (1948)⁽¹⁴⁾ や方励之事件 *Fan Li Zhi Case* (1989)⁽¹⁵⁾ のように亡命希望者が外交公館や領事公館に駆け込んでしまった場合、接受国官憲が事後に公館に立ち入る場合には同意の存在を接受国が負担しなければならないと考えるべきである。ウイーン領事関係条約 § 31(2) の “同意 consent” ももっぱら接受国に立証責任が課される場合を想定していると解すべきであつて、現行犯的事例はもっぱら同条第3項の適用下におき同意の不存在を主張する国に立証責任を転嫁していると考えられる。特に接受国の官憲は自国内法上の職務を忠実に遂行する義務が課されており、職務に忠実なあまり自國に国家責任が発生したということになつては国際法と国内法の統一性は維持されなくなり法理上の矛盾を露呈してしまうことになる。したがつて、接受国と派遣国に立証責任を分担させることで、両国の国益を公平に調整する解釈が求められていると言わなければならない。

(13) 中国の武装警官の日本総領事館警護の国内法上の根拠は、『領事特権及び免除条例』(1990年10月30日第7期全国人民代表大会常務委員会第16回会議採択・同日国家主席令第35号公布・同日施行)である。同条例は、“外国の中国駐在の領事館及び領事館成員の領事特権及び免除を確定し、外国の中国駐在の領事館の領事館区内における当該国家を代表しての有効な職務執行に資するため、この条例を制定する”(§ 1)と立法目的を宣言し、“領事館館舎は、侵害を受けない。中国の国家職員は、領事館館舎に進入する場合には、領事館館長もしくは派遣国の大使館館長又は当該両名中の1名が授權する者の同意を経なければならない。火災その他の災害に遭遇し、速やかに保護行動を執らなければならないときは、領事館館長がすでに同意したものと推定することができる。中国の関係機関は、適切な措置を講じて領事館館舎が侵害又は損害を受けるのを免れるよう保護しなければならない”(§ 4)と定め、ウイーン領事関係条約 § 31(2)に対応する規定を描いている。

(14) ペルーで軍事革命に失敗したアヤ＝デラ＝トーレ *Haya dela Torre* が首都リマにあるコロンビア大使館に逃げ込み庇護された事件である。See ICJ Reports 1950, pp. 266, 395; ICJ Reports 1951, p.71; <http://www.icj-cij.org/icjwww/idecisions/isummaries/ihayasummary510613.htm>

(15) 中国の天文物理学者方励之（1936～）が天安門事件 *Tiananmen Square Incident* (1989.6.3～4) の直後、北京のアメリカ大使館に妻とともに保護を求めた。同大使館は2人を事実上庇護し、その後の米中の合意によって2人は中国を出てイギリスにわたり現在アメリカで生活している。

今次の事件に関して、副領事は職階が下位に属するためかウイーン領事関係条約 § 31(2) に言う “領事機関の長又はその指名した者 the head of the consular post or (of) his designee” に該当せず同条項に言う “同意 consent” を付与する権限は無いとの説もある。⁽¹⁶⁾ しかし、同条第2項の接受国公館警護義務に対応してこれに協力するため、総領事館が領事館事務の一部として警備担当者を任命している場合には、接受国公館警護義務に対応する派遣国同意の権利は当該警備担当領事館職員に適法に授権されていると解すべきである。したがつて、今次の事件のように公館侵入の現行犯の場合、公館側の事前の同意が得られない場合は事後の承諾でも可と考えるべきであるし、現場の接受国官憲の立場から言えば同意の推定の下に行動しなければならない場合もある。特に、テロ組織や武装集団が外交公館や領事公館への侵入を実行中の場合、危機管理の専門家集団でもない公館側にいちいち同意を求めるのは現実的でないし、接受国側の適切な判断を阻害する恐れもある。結局、接受国官憲が公館警護義務を “相当な注意 due diligence”⁽¹⁷⁾ を持つて履行している場合、派遣国が敢えて同意の不存在を主張する場合は、派遣国にその立証責任が転嫁されると解するのが公平の観念にも適うであろう。

彼は魏京生 Wei Jingsheng (1950.5～) らとともに、反体制民主化運動の活動家として知られる。拙著『新国際法体系論』信山社刊 2000.p.52. 当時のブッシュ大統領は使節を北京に派遣し「米中関係を維持する」との個人的見解を伝え、方氏の出国も働きかけ半年後に実現させたという。See, http://www.kyodo.co.jp/is/column/china_watch/china-0201.htm

(16) “自民党幹部は22日、「条約解釈上、副領事には同意を与える権限が無いのは明白だ」として、中国の主張の矛盾を指摘した”(2002.5.23 読売新聞朝刊第2面)といふ。この主張が法的に不当であることは本論で指摘したとおりである。

(17) 國家の國際責任發生の基準としての伝統的な「相當の注意義務 due diligence」原則は今日でも有効である。この原則は過失責任原則を意味するものと解され、國際法委員会 ILC の國家責任条文草案 Draft articles on the Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts では過失責任の例外として國家責任が發生しない場合を制限例挙する形で「相當の注意義務 due diligence」原則を間接的に承認している。同草案では國家責任が發生しない不法性阻却事由として同意・正当防衛・対抗措置・不可抗力・強制・緊急避難・強行法規 (§ 20～26) を挙げている。山田中正「國連國際法委員会第53会期の審議概要」國際法外交雑誌第100巻第6号 pp.63～99. 同草案のテキストとコメントリーは以下のホームページからダウンロードして入手できる。

<http://www.un.org/law/ilc/convents.htm>

(2) 難民の外交的庇護

政治的理由によって故国を追われ本国に帰ることのできない者、又はそのような恐れのために故国に帰ることを望まない者を亡命者又は難民という。いずれも英訳語では refugee (s) という。単発的ないし散発的に発生する場合が亡命者であり、大量に発生するときが難民であるといえる。いずれも政治的理由によって迫害され又は迫害の恐れがあるため故国に帰れず、又は帰ることを望まない者であり、慣習国際法上または条約上保護の対象とされてきた。⁽¹⁸⁾

亡命者は国際法上の問題となったのはフランス革命（1789年）のときである。フランスの王制派貴族が大量にイギリスに亡命したが、そのときフランスの革命政府の引渡要求に対してイギリスは彼らを政治犯として庇護し引渡さなかった。之を契機に政治犯不引渡しの原則 principle of non-extradition of political offenders や迫害を受ける恐れのある国への追放禁止の原則 principle of non-refoulement が確立し、亡命者に対する領域的庇護権 right of territorial asylum も確立したとされる。之に対して難民が始めて国際法上問題となったのはロシア革命（1917年）のときである。このとき発生した約150万人の難民救済のためにナンセン機関⁽¹⁹⁾が設立され難民への旅券發給任務を遂行した。之が今日の国連難民高等弁務官UNHCR事務所の系譜的起源になった。いずれにしても、亡命者であれ、難民であれ、フランス革命以後の近代の人権思想を反映して市民的政治的人権の行使者として国際法上も保護

の対象とされてきた。したがって、経済難民や自然（災害）難民は国際法上の亡命者や難民のカテゴリーには入らず本国に送還される国家実行が定着している。

他方、外交公館や領事公館、さらに軍用航空機や軍艦が亡命希望の接受国国民を庇護する外交的庇護 diplomatic asylum はラテン=アメリカ国際法では外交公館についてのみ承認されているが、⁽²⁰⁾ 国際社会全体の慣行にはなっていない。また、庇護権はあくまで国家の国際法上の権利であつて、合法的とされる領域的庇護についても、亡命者に庇護を与えるか否かは国家の裁量に属する問題とされている。

以上の国際法の一般的法理及び国家実行に基づいて今次の瀋陽日本総領事館亡命事件を考察するとやや複雑な法的関係が観察される。経済的困難のゆえに中朝国境を越えて吉林省、黒龍江省、遼寧省に潜伏している朝鮮民主主義人民共和国国民は最大10万人に達すると推定されている。⁽²¹⁾ 彼らは中国にとっては不法入国者であり、中朝間に不法入国者送還協定もあるがほとんど実効性は無く、事实上、難民として滞在が黙認されている状態だという。彼らが北京や瀋陽に出て、国連難民高等弁務官事務所や韓国の民間NGOの援助によって外国の公館への駆け込みを行っているのである。不法入国者の摘発が少ないと中国による事実上の領域的庇護権の行使とも受け取られようが、越境者にとってはいつ摘発されて送還されるかもわからない不安定な法的地位（中国及び北朝鮮の国内法上の犯罪者）にあることに変わりは無い。彼らは北朝鮮にいても中国にい

(18) 旧約聖書中の「出エジプト記exodus」に、モーゼに率いられてユダヤ人が難民となってエジプトを脱出する記載がある。また、歴史的にはイギリスのスチュアート王朝時代に宗教的迫害を受けた清教徒が難民としてオランダに逃亡し、さらにそこからアメリカにわたった事例がある。当時は宗教的迫害が即政治的迫害を意味したので、難民の今日的起源として引用に値しよう。今日、亡命者も難民も同義に解され、難民条約 Convention Relating to the Status of Refugees (adopted 1951.7.28, entering into force 1954.4.22) によって“難民”とは…人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国外にいるものであって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた國の外にいる無国籍者であつて、当該常居所を有していた國に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた國に帰ることを望まないもの”（§ 1A (2)）との一応の定義が与えられている。See J.J.Paust, et.al, International Law and Litigation in the U.S., WEST GROUP, 2000, p.218; 189 U.N.T.S. 137 (1951).

(19) 1921年国際連盟はノルウェー人フリードフ=ナンセン

Fridtjof Nansen (1861 ~ 1930) をロシア難民救済のための国際連盟高等弁務官に任命した。彼は1922年、53カ国が参加したジュネーブ国際会議を招集し、ロシア難民に滞在国が身分証明書を発行する取組を採択させた。この身分証明書はその後ナンセン旅券 Nansen passport と呼ばれ、滞在国による恣意的措置から難民を保護するのに役立ち、就職や第3国に入国する際の査証取得にも役立った。Cf. 国際法学会編『国際法辞典』鹿島出版会刊 1980, pp.510 ~ 1. 拙著『国際関係学研究』チャール刊, 2002, pp.77, 149.

(20) 庇護事件 Affaire du droit d'asile (ペルー対コロンビア 1950.11.20) で国際司法裁判所はラテン=アメリカ諸国間に外交公館に庇護権を認める地域慣習法が成立していることを否定したが、ラテン=アメリカ出身の3判事は外交的庇護に関する地域慣習法の存在を主張していた。この判決内容に多くのラテン=アメリカ諸国は納得せず、1954年3月28日、第10回米州会議（カラカス）で外交的庇護に関する新条約が署名された。同条約で、庇護国が犯罪の性質を決定する権限を有すること（§ 4）、及び緊急性についても庇護国が決定する権限を有すること（§ 7）が定められた。田畠・竹本・松井編集代表『判例国際法』東信堂刊 2000, pp.12 ~ 16. See M. Dixon & R. McCorquodale, Cases & Materials on International Law (3rd edition), Blackstone, 2000, pp. 34 ~ 36.

(21) 石丸次郎「検証・瀋陽総領事館事件」2002.6.18世界週報, p.17.

ても生活が保障されない人権の被害者なのである。彼らが外国の公館に駆け込みを行うのは侵害された人権の回復請求であり、それ自体、亡命者としての人権行使の側面を持つ。人権が普遍的価値を持つ以上、すべての国家がその救済・執行機関として行動する権利を有し義務を負うとの思想が近年定着している。⁽²²⁾ 一般国際法上違法とされている外交的庇護権について多くの場合、亡命者の出国は人道的配慮によって今まで認められてきた。今次の事件でも、5名が日本総領事館への駆け込みに失敗しながらも、中国政府が韓国への亡命を承認したのはそうした国際社会の潮流に従った措置として首肯できる。

ところで、大使館だけでなく領事公館にも外交的庇護権が無いことはそれを認める条約規定が欠けていること、及び領事公館に庇護権が無いことを確認した国際法委員会ILC 及び領事関係会議の審議の経過から明らかである⁽²³⁾。また、ウイーン領事関係条約§ 55(2)は“領事機関の公館は、領事任務の遂行と相容れない方法で使用してはならない The consular premises shall not be used in any manner incompatible with the exercise of consular functions”と定め、間接的に領事公館の庇護権を否定している。したがって、今次の事件で仮に5名が瀋陽の日本総領事館への駆け込みに成功していたとしても、中国側官憲の要求があれば、日本はその5名を中国側に引き渡す国際法上の義務を負うことになったはずである。しかし、法的にはともかく、実際には、日中双方の友好関係を維持するという外交的配慮または国際礼讓international comityの観点から、日中双方は5名を第3国に出国させるという現実的解決を選択したはずである。問題は、駆け込みという事実行為に失敗した5名の身柄が中国側に拘束されながらも、映像を伴ったマスコミ報道という事実行為によって駆け込み失敗の効果が相殺され、あたかも駆け込みに成功したと同様の効果が発生したことである。つまり、事件の様子が国際社会に周知され、外交問題として日中双方の協議によって解決せざるを得なくなり、日中とも5名の第3国出国という中間的現実的解決を取らざるを得なくなり、駆け込み成功と

同様の結果になったのである。領事公館に庇護権はないという国際法上の規則が駆け込みやマスコミ報道といった事実行為によって修正ないしオーバーライドされるという法哲学的現象がここに觀られる。おそらく、今次の事件では、NGO以外に深謀遠慮を働かせ5名の亡命を最終的に成功に導いた識者ないし指導者がいたと推定される。

このように、国際法上外交的庇護権は認められていないが、事実上、又は外交儀礼上、派遣国の意向を尊重した処理がなされている。即ち、領域的庇護に準じて亡命希望者の被侵害人権の内容や程度が判断資料とされている。今次の事件のように接受国国民であるか否かを問わず、すべての人権被害者が亡命を求める権利を持つが、強盗・殺人・放火などすべての国家で犯罪とされている普通犯や自然犯のカテゴリーに関与した犯罪者（容疑者・被告人・逃走した受刑者を含む）は除外され、もっぱら一国の政治体制の変革を目的とした政治犯が庇護の対象となっている。その場合、絶対的政治犯だけでなく相対的政治犯（政治犯罪遂行過程で普通犯罪を行った者）も庇護の対象とされ得るし、今次の事件のように本人の家族も庇護の対象となりうる。更には、一国の抑圧的・反人権的政治体制から逃れて自由を求める政治難民も庇護を受ける地位を有するといえる。しかし、経済難民や自然難民には亡命を認めないのが現在の国家実行である。しかば、吉林省、黒龍江省、遼寧省に最大10万人存在するといわれる朝鮮民主主義人民共和国国籍の不法入国者の法的地位をどのように捉えるべきであろうか？結論的には、彼らは一時的な経済難民や自然難民ではなく、貧困を解消し得ない北朝鮮の政治体制の被害者であり政治難民として理解すべきであろう。その数の多さや帰国の意思を持たない状況がそれを証明しているのであって事後法ex post facto lawを持って処罰することも許されるとの見解⁽²⁴⁾も出されていることを考えると、仮に一部とはいえ、北朝鮮の政治体制の被害者として中国に逃れた最大10万人の人々はすでに政治難民といえる規模に達していると考えられる。北京の国連難民高等弁務官

(22) そうしたカテゴリーに属する最近の論稿として以下を参照せよ。See Celestine I. Nyamu, How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimization of Gender Hierarchy in Developing Countries ? Harvard International Law Journal Vol. 41, No. 2, Spring 2000, pp. 381～418 ; William J. Aceves, Liberalism and International Legal Scholarship – The Pinochet Case and the Move Toward a Universal System of Transnational Law Litigation, Harvard International Law Journal Vol. 41, No. 1, Winter 2000, pp. 129～184 ; William W. Burke – White, Reframing Impunity – Applying Liberal

International Law Theory to an Analysis of Amnesty Legislation, Harvard International Law Journal Vol. 42, No. 2, Summer 2001, pp. 467～533.

(23) 国際法委員会や領事会議では§ 55が“領事公館は領事職務と両立しない方法で使用してはならない”と定めているので領事公館の庇護権は否認されていると解した。横田喜三郎Ibid., pp. 204, 213, 222, 401, 407. 領事関係条約最終草案のコメントで次のように述べられている。“For example, consular premises may not be used as an asylum for persons prosecuted or convicted by the local authorities” Sir Arthur Watts, ibid., p. 299.

事務者や韓国系のNGOもそのような認識の下で北朝鮮からの不法入国者の亡命を支援しているといわれる。その際、日本の難民認定が厳しいこともあって日本の外交公館や領事公館への駆け込みは薦めず、日本以外の国の公館への駆け込みを薦め支援しているようである。⁽²⁵⁾ 今回の事件でも、5名の当初の亡命希望者はアメリカであったが、アメリカ総領事館の警備が厳しく、急遽、日本総領事館に駆け込みを変更したのが実情であった。

今回の事件を歴史的な国際法思潮ないし国際法思想の視点から観ると、国家や国際社会の価値や価値序列 value-order を強調するのはアメリカ的国際法学の特徴であるが、⁽²⁶⁾ そうした価値秤量が典型的に表出した事件であった。つまり、伝統的な国家主権と人権との価値的対立の構図が国家主権優位から人権または人道原則の優位へと価値

序列为逆転したことをうかがわせる事件であった。もちろん、この事件一事を持って国家主権の比重が低下したとか国際法の主体は国家から個人に比重を移したと断ずるのは早計に過ぎるが、第2次大戦後着々と浸透してきた謂わば「個人が国家を選ぶ権利 individual's right to select state to live in」がいよいよ確認される時期に来たのではないかと思われる。第2次大戦以前においては個人が自らの意思のみで国籍を離脱することは原則的に認められず、たとえば日本では兵役の義務を終えるまでは国籍は離脱できなかつたし、一定の条件を課されるのが普通であった。現在でも兵役の義務のある国では、たとえば中国の国籍法 § 12 のように“国家公務員および現役軍人は、中華人民共和国の国籍を離脱することができない”というような規定を持っているのが普通である。しかし第2次大戦後、諸国家は

(24) See R. A. Malviya, Sustainable Development & Environment – Emerging Trends and Issues, Indian Journal of International Law Vol. 36, No. 4, October and December 1996, p. 73, ll. 19 ~ 30. 拙稿「宇宙の国際法構造と環境概念の総合的検討」telos Vol. 25, March 1999, p. 161, footnote(8).

(25) 日本は単一民族社会として共通の社会習俗や習慣が浸透した安定した社会であり、欧米のような厳格な法的規制を必要とせず、また、それを好まない社会学的特徴がある。日本の政府はこの日本の特性を維持することを対外政策の基本に考えており、海外からの難民の受け入れもきわめて限定的に実施している。外国人に亡命を認めるかどうかについても、第2次対戦前は天皇の大権事項とされ、広汎な政治的裁量権の下におかれ客観的制度は用意されていなかった。戦後、この状況は改善され、主入国管理令（1951.10.4 政令319号）によって法務大臣の特別上陸許可（§ 12）・特別在留許可（§ 50）・退去強制令執行の猶予（§ 52(5)）などによって亡命を事実上認める例外的規定が整備された。1982年1月1日から難民条約及び難民認定書が日本について発効したのを受けて『出入国管理及び難民認定法』が施行され、難民認定制度が導入され（同法第7章の2）、国内にいる亡命希望者 asylum seekers に対する領域的庇護の体制を整えた。この法的整備は、ベトナム戦争 Vietnam War (1961.1 ~ '65.2, 1965.2 ~ '75.4) 終結に伴い大量の難民がボート=ビープルとして南ベトナムから流出したのを受けて、これを受け入れるためにものであった。しかし、日本の南ベトナム難民の認定数は約6,000名ときわめて少なく、ヨーロッパとアメリカ合衆国がそれぞれ数十万人を受け入れたのと比べても、日本の閉鎖性は際立っており欧米の批判を受けた。こうした閉鎖性は現在でも改まってはおらず、“国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の推計によると、1999年に米国への庇護申請は31,700件（認定率40.3%）、英国は71,100件（同61.7%）、ドイツ95,100件（同9.1%）、などとなっている。同年の日本政府への難民認定申請数はわずかに260件、認定数は13件となっている。認定率こそドイツに近いが、認定数では文字通りのけた違ひだ”（松井邦衛『検証・瀋陽総領事館事件』2002.6.18 世界週報 p.20）との指摘がある。また、2000年末現

在の日本に居住する難民数は3,752名、難民申請者 asylum seekers は277名であり、計4,029名の要保護外国人を抱えている（関係図表I参照）。また、世界全体では難民及び難民申請者は恒常に2,000万人存在する（関係図表II参照）。

(26) Cf.e.g.edited by Richard A. Fork and Cyril E. Black, The Future of the International Legal Order, Princeton, 1969.

(27) 例えば世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights (adopted 1948.12.10) § 15は、“1. すべての人は国籍を持つ権利 right to a nationality を有する。2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利 right to change his nationality を否認されることはない”と宣言したし、米州人権条約 American Convention on Human Rights (adopted 1969.11.22, entering into force 1978.7.18) § 20(3)は“何人も、その国籍又はそれを変更する権利を恣意的に奪われることは無い No one shall be arbitrarily deprived of his nationality or of the right to change it”と定めた。J. J. Paust, ibid., pp. 33, 106.

(28) 例えば、世界人権宣言 § 14(1)は“すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ避難する権利 right to seek and to enjoy in other countries asylum from persecution を有する”と宣言した。また、米州人権条約 § 22(7)は“すべて人は、政治犯または関連する普通犯罪によって追求されているときには、外国の立法及び国際条約に従つて、外国の領域において庇護を求めかつ与えられる権利 right to seek and be granted asylum を有する”と定めた。そのほか、国連総会が1967年12月14日に採択した“領域内庇護に関する宣言 Draft Declaration on Territorial Asylum” (G. A. Res. 2312 XX II) で領域的庇護の国際法的合法性が宣言されたし、未採択ながら領域内庇護条約案（1977年）などの成果もある。J.J.Paust, ibid., pp.33,106. 芹田健太郎編『国際人権条約・資料集』有信堂刊 1979,pp.86 ~ 88.

(29) 難民認定あるいは庇護を付与するための身柄の拘束にも英米法的な正当手続 due process の考え方が準用されるべきであろう。その点を論じた著作として次を見よ。H.J.Steiner & P.Alston, International Human Rights in Context (2nd edition), Oxford, 2000, esp. pp.644 ~ 5.

自国民に対して、他国籍の取得を条件に国籍離脱の権利を認めている。この法現象は、視点を変えれば、個人の国籍選択の自由⁽²⁷⁾が政治的市民的人権として確立し、庇護を求める権利⁽²⁸⁾の法的・論理的前提として承認されるプロセスと表裏をなしていたといえる。その意味で、国籍選択の自由は、政治亡命者又は庇護を求める難民 asylum seekers にとっては、単なる国籍選択の意味を超えて文字通り“個人が国家を選択する権利”の内実を持っており、新たな派生的人権としての意味を持っている。⁽²⁹⁾ こうした新たな人権の成立を、今次の事件および中国で相次ぐ外国公館への北朝鮮住民の駆け込み事件が象徴的に示しているのではなかろうか。

【III】結語

とにかく、この事件は複合的な法的理解を必要とし、しかも政治的要素の入り込みやすい国際法のグレー＝ゾーンに属する事件であった。朝鮮民主主義人民共和国で体制批判によって逮捕されその後行方不明になった男性の妻と長男夫婦とその娘（計5名）が中国に不法入国し、更に瀋陽の日本総領事館に亡命を求めた事実から確認できる法的論点は、①中朝間の不法入国者送還協定の意義・実効性②中国による領域的庇護権行使③日本の領事公館の不可

侵権の侵害の有無④領事公館の外交的庇護と国際礼讓 international comity の関係⑤亡命者又は難民の保護の問題⑥人間が自ら住む国を選択する権利等々、多岐にわたっている。本稿ではすべての論点にわたって詳細に論ずることは紙幅の関係で制約があったが、それでも不可欠な論及を行ったつもりである。

日本・中国・韓国・朝鮮民主主義人民共和国の東アジア4カ国が当事国となったこの事件は、政治・経済体制の相違を克服して人権と人道の原則に依拠して解決された。その意味で、5名が韓国に亡命を果たした結論は止むを得ないものであり、同時に納得できるものであった。この事件発生の原因を探れば、直接的には朝鮮民主主義人民共和国の経済的困難と独裁的政治体制に求められるし、間接的には冷戦 Cold War (1949～90) の遺物といえる南北朝鮮の対立に求められる。国際関係の安定が最大の国際公益であることを考えると、朝鮮民主主義人民共和国が経済的困難から脱却して民主的政治体制を確立することがこの種の事件の発生を抑止する最も確実で正当な方策である。東アジアの国際関係を象徴するかのような今次の事件を目の当たりに見て、国際社会に“法の支配 Rule of Law”が確立する日が到来することを強く願わざにはおられない。

« References »

1. H. J. Steiner & P. Alston, *International Human Rights in Context* (2nd edition), Oxford, 2000.
2. B. D. Lepard, *Rethinking Humanitarian Intervention*, Pennsylvania State University Press, 2002.
3. Ingrid Boccardi, *Europe and Refugees*, kluwer, 2002.
4. J. F. Fitzpatrick, *Human Rights Protection for Refugees, Asylum-seeker, and Internally Displaced Persons*, Transnational Pub., 2001.
5. V. Chetail et. al. (eds.), *Switzerland and the International Protection of Refugees*, Kluwer, 2002.
6. A. F. Bayefsky and J. Fitzpatrick (eds.), *Human Rights and Forced Displacement*, Kluwer, 2000.
7. H. Crawley, *Refugees and Gender*, Jordan, 2001.
8. N. K. Tsagourias, *The Jurisprudence of Humanitarian Intervention*, Manchester U. P., 2000.
9. C. Tiburcio, *The Human Rights of Aliens under International and Comparative Law*, kluwer, 2001.
10. Byrne et. al. (eds.), *New Asylum Countries?*, Kluwer, 2002.

REFUGEES AND OTHERS OF CONCERN TO UNHCR, 2000 STATIC OVERVIEW
UNITED NATIONS HIGH COMMISSIONER FOR REFUGEES (UNHCR), GENEVA, JUNE 2002

Table 1.2. Indicative number of refugees and others of concern to UNHCR by country/territory of asylum, end-2000

Country/territory of asylum ¹	Refugees ²	Asylum- seekers ³	Returned refugees ⁴	Others of concern			Total population of concern
				Internally displaced ⁵	Returned IDPs ⁶	Various ⁷	
France	132,508	—	—	—	—	—	132,508
FYR Macedonia	9,050	1	—	—	—	—	9,051
Gabon	17,982	3,036	6	—	—	—	21,024
Gambia	12,016	224	—	—	—	—	12,240
Georgia	7,620	—	81	272,101	284	100	280,186
Germany	906,000	70,266	—	—	—	—	976,266
Ghana	12,720	443	1	—	—	—	13,164
Greece	6,653	2,379	—	—	—	—	9,032
Guatemala	720	7	82	—	—	—	809
Guinea	427,206	—	—	—	—	—	427,206
Guinea-Bissau	7,587	46	890	—	—	—	8,523
Haiti	—	—	6	—	—	—	6
Honduras	12	6	—	—	—	—	18
Hong Kong, China (SAR)	983	51	—	—	—	37	1,071
Hungary	5,064	1,634	—	—	—	—	6,698
Iceland*	244	8	—	—	—	—	252
India	170,941	59	23	—	—	—	171,023
Indonesia	122,618	373	803	—	—	1	123,795
Iraq	127,787	946	3,715	—	—	—	132,448
Ireland*	2,543	12,067	—	—	—	—	14,610
Islamic Rep. of Iran	1,868,000	12,228	60	—	—	—	1,880,288
Israel	4,075	334	—	—	—	—	4,409
Italy ⁸	6,849	113	—	—	—	—	6,962
Jamaica	38	1	—	—	—	—	39
Japan	3,752	277	—	—	—	—	4,029
Jordan	1,072	7,873	34	—	—	—	8,979
Kazakhstan	20,574	5	1	—	—	160,000	180,580
Kenya	206,106	8,713	4,872	—	—	—	219,691
Kuwait	2,776	56	—	—	—	138,000	140,832
Kyrgyzstan	10,609	386	—	—	5,569	—	16,564
Lao People's Dem. Rep.	—	—	9	—	—	—	9
Latvia	7	2	—	—	—	3	12
Lebanon	2,672	6,023	1,572	—	—	—	10,267
Liberia	69,315	—	42,363	110,686	13,361	—	235,725
Libyan Arab Jamahiriya	11,543	208	—	—	—	—	11,751
Lithuania	55	65	—	—	—	55	175
Luxembourg	759	—	—	—	—	—	759
Madagascar	50	—	1	—	—	—	51
Malawi	3,900	—	—	—	—	—	3,900
Malaysia	50,487	25	—	—	—	—	50,512
Mali	8,412	710	5	—	—	—	9,127
Malta	190	13	—	—	—	—	203
Mauritania	350	44	—	—	—	29,500	29,894
Mexico	18,451	11	6	—	—	—	18,468
Morocco	2,105	—	—	—	—	—	2,105
Mozambique	207	2,278	—	—	—	—	2,485
Myanmar	—	—	1,323	—	—	—	1,323
Namibia	27,263	1,144	7	—	—	—	28,414
Nepal	129,237	11	—	—	—	—	129,248
Netherlands*	146,180	84,466	—	—	—	—	230,646
New Zealand**	4,923	2,337	—	—	—	—	7,260

関係地図 I
 (出典 <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home>)

REFUGEES AND OTHERS OF CONCERN TO UNHCR, 2000 STATISTICAL OVERVIEW
UNITED NATIONS HIGH COMMISSIONER FOR REFUGEES (UNHCR), GENEVA, JUNE 2002

Table 1.1. Indicative number of refugees and others of concern to UNHCR by region, 1999 and 2000*b. Population end-1999*

Region of asylum/ residence	Refugees ¹	Asylum- seekers ²	Returned refugees ³	Others of concern			Total population of concern
				Internally displaced ⁴	Returned IDPs ⁵	Various ⁶	
Africa	3,523,250	61,110	933,890	640,600	1,054,700	36,990	6,250,540
Asia	4,781,750	24,750	617,620	1,724,800	10,590	149,350	7,308,860
Europe	2,608,380	473,060	952,060	1,603,300	370,000	1,279,000	7,285,800
Latin America and Caribbean	61,200	1,510	6,260	—	—	21,200	90,170
Northern America	636,300	605,630	—	—	—	—	1,241,930
Oceania	64,500	15,540	—	—	—	—	80,040
Total	11,675,380	1,181,600	2,509,830	3,968,700	1,435,290	1,486,540	22,257,340

b. Population end-2000

Region of asylum/ residence	Refugees ¹	Asylum- seekers ²	Returned refugees ³	Others of concern			Total population of concern
				Internally displaced ⁴	Returned IDPs ⁵	Various ⁶	
Africa	3,627,130	90,541	253,638	1,845,194	213,361	30,242	6,060,106
Asia	5,383,418	45,611	350,529	2,309,691	10,853	349,801	8,449,903
Europe	2,309,885	375,604	162,597	1,318,616	144,841	1,264,882	5,576,425
Latin America and Caribbean	37,851	3,438	719	525,000	—	8,526	575,534
Northern America	635,213	416,506	1	—	—	—	1,051,720
Oceania	68,578	15,536	—	—	—	400	84,514
Various/unknown	—	—	8	—	—	—	8
Total	12,062,075	947,236	767,492	5,998,501	369,055	1,653,851	21,798,210

Notes

1. Persons recognized as refugees under the 1951 Convention/1967 Protocol, the 1969 OAU Convention, in accordance with the UNHCR Statute, persons granted a humanitarian or comparable status and those granted temporary protection.
2. Persons whose application for refugee status is pending in the asylum procedure or who are otherwise registered as asylum-seekers. In countries with various stages in the asylum procedure, a case(person, family)may have been counted more than once.
3. Refugees who have returned to their place of origin. The 1999 figure refers to returns during 1998-1999, the 2000 figure refers to 2000 only.
4. Persons who are displaced within their country and to whom UNHCR extends protection and/or assistance in pursuance to a special request by a competent organ of the United Nations (see Table 1.3).
5. IDPs who have returned to their place of origin during the past two years (see Table 1.3).
6. Other groups of concern to UNHCR (see Table 1.4).

Source:Governments, UNHCR. Compiled by UNHCR, Geneva(Population Date Unit, PGDS/DOS).

関係地図Ⅱ
 (出典 <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home>)

